

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 港湾施設における制限区域の設定等の一部改正  
（県例規集登載）  
港湾課
  - 包括外部監査契約の締結  
行政改革推進室
  - 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新  
健康推進課
  - 令和二年度管理美容師資格認定講習会の指定  
生活衛生課
  - 令和二年度管理美容師資格認定講習会の指定  
〃
  - 岡山県立森林公園の開園日  
林政課
- ### 【公告】
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請  
県民生活交通課
  - 基本測量の実施  
監理課
  - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了  
建築指導課

## 目次

担当課（室）

令和2年4月10日 岡山県公報 第12184号

◎岡山県告示第二百三十号

平成十六年岡山県告示第四百十七号（港湾施設における制限区域の設定等）の一部を次のように改正する。

令和二年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一の表水島港の項中

玉島ハーバーアイランド六号埠頭岸壁及びこれに接する港湾施設の所在する区域で縦覧用図面に定める区域

を

玉島ハーバーアイランド六号埠頭岸壁及びこれに接する港湾施設の所在する区域で縦覧用図面に定める区域

に

玉島ハーバーアイランド七号埠頭岸壁及びこれに接する港湾施設の所在する区域で縦覧用図面に定める区域

を

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とニの地点を結ぶ水島港湾区域と陸地との境界線により囲まれた区域

点

- イの地点 玉島ハーバーアイランド六号埠頭岸壁の水際線の北端の地点
- ロの地点 イの地点から九一度二三分六〇メートルの地点
- ハの地点 ロの地点から一八一度二三分六一〇メートルの地点
- ニの地点 ハの地点から二七一度二三分六〇メートルの地点

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とニの地点を結ぶ水島港湾区域と陸地との境界線により囲まれた区域

- イの地点 玉島ハーバーアイランド六号埠頭岸壁の水際線の北端の

点

ロの地点 イの地点から九一度二三分六〇メートルの地点  
ハの地点 ロの地点から一八一度二三分六一〇メートルの地点  
ニの地点 ハの地点から二七一度二三分六〇メートルの地点

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とニの地点を結ぶ水島港港湾区域と陸地との境界線により囲まれた地域

イの地点 埠頭施設一号渡橋と水際線が重複する線分の北端を円心とする半径三六・六八メートルの円と水際線が交わる点のうち北側の点

ロの地点 イの地点から九一度二七分一三〇メートルの地点  
ハの地点 ロの地点から一八一度二七分三八〇メートルの地点  
ニの地点 ハの地点から二七一度二七分一三〇メートルの地点

に改め

る。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

# 令和2年4月10日 岡山県公報 第12184号

## ◎岡山県告示第二百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

令和二年四月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 包括外部監査契約の期間の始期

令和二年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用、執務費用及び実費とする。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 上坂 岳大

住所 岡山県岡山市北区尾上一七二三番地一

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払をする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、前金払をすることができる。

◎岡山県告示第二百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

株式会社末田薬局

津山市田町九一三

令和二年四月一日

# 令和2年4月10日 岡山県公報 第12184号

## ◎岡山県告示第二百三十三号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理  
理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和二年四月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

### 二 講習日程

第一日 令和二年十月五日  
第二日 令和二年十月十二日  
第三日 令和二年十月二十六日

### 三 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	四時間
理容所の衛生管理	十四時間

### 四 講習会場の名称及び所在地

山陽新聞社  
岡山県岡山市北区柳町二丁目一一

### 五 講習予定人員

二十名

### 六 受講料

一万六千円

### 七 問い合わせ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所  
広島県広島市中区大手町二一八一五合人社広島大手町ビル十階  
電話〇八二一二三六一一五〇

# 令和2年4月10日 岡山県公報 第12184号

## ◎岡山県告示第二百三十四号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和二年四月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

### 二 講習日程

第一日 令和二年十月五日  
第二日 令和二年十月十二日  
第三日 令和二年十月二十六日

### 三 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	四時間
美容所の衛生管理	十四時間

### 四 講習会場の名称及び所在地

山陽新聞社  
岡山県岡山市北区柳町二丁目一一

### 五 講習予定人員

百三十名

### 六 受講料

一万六千円

### 七 問い合わせ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所  
広島県広島市中区大手町二一八―五合人社広島大手町ビル十階  
電話〇八二―二三六一―一五〇

◎岡山県告示第二百三十五号

岡山県立森林公園条例施行規則（昭和五十年岡山県規則第四十六号）第三条第一項の規定により、岡山県立森林公園の令和二年の開園日を同年四月十三日とする。

令和二年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太



〔二三九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年四月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人T E C・E C O再生機構

三 代表者の氏名

諏訪部 正

四 主たる事務所の所在地

倉敷市玉島柏島六六五一番地七

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の県民・団体に対して、社会技術の啓発と伝承により、快適な自然環境の再生と豊かな社会を構築するという公益の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

# 令和2年4月10日 岡山県公報 第12184号

〔二四〇〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和二年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
基本測量（航空重力測量）	測量の種類
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	測量期間

# 令和2年4月10日 岡山県公報 第12184号

〔一四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年四月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字野荒四一八一、四一八一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

勝田郡勝央町黒土一一二一一警察官舎三〇二一

黒川 勝平

三 許可番号

岡山県指令建指第三二四号